

ESGに関する取組み状況

令和4年11月25日
国家公務員共済組合連合会

1. 積立金運用におけるESGの取組み状況

① ジャッジメンタル運用に関する取組み(委託運用／内外株式・外国債券)

- 令和3年4月より、全資産においてESGファンドのマネージャーエントリーを受付中(国内株式では採用実績あり)
- 運用受託機関に対してエンゲージメント(投資先企業との対話)の状況を定期的にモニタリング
- 令和3年度より、個別ファンドに対する総合評価の項目に「ESG要素の考慮状況」を新設

② インデックス運用に関する取組み(委託運用／内外株式・外国債券)

- 令和3年4月より、全資産においてESGファンドのマネージャーエントリーを受付中
- ESG指数のパフォーマンスについてモニタリングを行い、活用可能性や効率性について情報収集を継続中

(参考1) 主要な国内株式ESG指数の超過収益率

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
指数A	2.29%	6.11%	-3.23%	1.66%	-1.97%
指数B	0.24%	0.30%	-0.19%	0.03%	-0.20%
指数C	1.66%	4.73%	-4.65%	-1.12%	-2.95%
指数D	-0.95%	2.55%	1.80%	3.74%	-1.02%
指数E	1.03%	1.09%	1.84%	2.54%	-0.48%

(参考2) 主要な外国株式ESG指数の超過収益率

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
指数F	-1.04%	0.83%	-3.46%	-0.06%	-0.01%
指数G	-0.96%	2.55%	-2.03%	-0.75%	-0.55%
指数H	-	-	-2.02%	2.75%	2.30%

(参考3) 外国債券ESG指数の超過収益率

指数I	-0.07%	0.05%	-0.47%	-0.59%	-0.34%
-----	--------	-------	--------	--------	--------

※Bloombergより算出、令和4年度は10月までの実績、指数Hの令和2年度は9月からの実績

国内株式はTOPIX、外国株式はMSCI ACWI、外国債券はブルームバーグ・グローバル総合指数に対する超過収益率

1. 積立金運用におけるESGの取組み状況

③ パッシブ運用における取組み(委託運用／内外株式・外国債券)

- 政策ベンチマークに追随することが目標であるうえで、ESG要素も考慮するよう、すべての運用受託機関に対して要請
- 運用受託機関に対してエンゲージメント(投資先企業との対話)の状況を定期的にモニタリング
- 外国債券運用において国際機関の発行するグリーンボンド等を購入できるよう、令和3年3月に運用ガイドラインを変更

(参考)外国債券パッシブ運用におけるグリーンボンド等の保有状況

種類		発行体(例)	保有額		
			令和2年10月	令和3年10月	令和4年10月
グリーンボンド	国債	フランス、ドイツ、カナダ、シンガポール	17億円	101億円	162億円
	国際機関債	欧州投資銀行、アジア開発銀行			
ソーシャルボンド		欧州連合、アフリカ開発銀行	-	20億円	59億円
サステナビリティボンド		国際復興開発銀行、米州開発銀行	-	67億円	168億円
合計		-	17億円	188億円	389億円

④ 自家運用における取組み(国内債券)

- 3階部分の退職等年金給付積立金の運用において、通常債と同様の条件であれば、グリーンボンド等を前向きに購入
- 令和2年度末に235億円から令和3年度末に415億円と、着実に残高を積み上げ

2. ESG推進活動

① TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)への賛同

- アセットオーナーの立場から、気候関連情報の開示を促進すべく、令和3年5月にTCFDへの賛同を表明
- 投資先企業の情報開示の状況については、運用受託機関に対してエンゲージメント(投資先企業との対話)の状況を定期的にモニタリング

(参考)気候変動関連の対話の好事例

EV関連製品を主力事業としている相手企業の開示の取組みが不十分であり、市場からのESG評価が芳しくなかったため、TCFDの賛同と同フレームワークを通じた機会・リスクの開示により、事業と気候変動の関連性を明確化することの重要性を伝える対話を行った。

⇒ 対話の効果: 同社はサステナビリティ推進委員会を設置し、TCFDの賛同も検討。これらの取組みにより、外部ESG評価機関の同社に対する格上げにつながった。

② PRI(責任投資原則)への関与

- 原則として、PRIに署名しているマネージャーを採用することを公表しており、PRI事務局からも「評価できる取組み」と認めていただいているほか、最低履行要件の引上げや年次レポートのフレームワークについてPRI事務局・署名機関と対話しながら幅広く情報収集を継続中

運用マネージャーの採用基準について(公表文書)

1. 信託銀行又は投資一任契約に関する投資運用業を営む登録会社であること
2. 会社経営が安定的であること
 - ①業績: 良好であること
 - ②財務状態: 健全であること
- 〜
8. 過去5年間重大な不祥事を起こしていないこと
9. 原則として、責任投資原則(PRI)に署名していること